

目次

- ・はじめに
- ・大阪府福祉のまちづくり条例 条例前文

序章

1 目的	序章-1
2 誰もが出かけられるまちづくりに必要な視点	序章-1
3 施設の計画・設計	序章-12
4 施設の管理・運営	序章-23
5 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例による整備基準	序章-29
6 建築物の手続き	序章-38

建築物等の整備方針

〈建築物等の整備方針の見方〉

[1] 敷地内の通路	P. 1
[2] 出入口	P. 8
[3] 廊下等	P. 17
[4] 階段	P. 23
[5] 傾斜路	P. 31
[6] エレベーター	P. 34
[7] エスカレーター	P. 43
[8] 便所	P. 48
[9] 駐車場	P. 70
[10] ホテル又は旅館の客室	P. 75
[11] 浴室等	P. 100
[12] 標識	P. 107
[13] 案内設備	P. 115
[14] 案内設備までの経路	P. 119
[15] 子育て支援設備	P. 125
[16] 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）	P. 130
[17] 内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）	P. 137
[18] 知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備	P. 147
[19] 避難設備等	P. 152
[20] バリアフリー情報の公表（ホテル又は旅館）	P. 156

用語集

P. 179

引用文献等・参考資料

◆引用文献一覧	参考-1
◆参考資料 目次	参考-3